

平成15年5月23日

「国費による当番弁護士制度」の骨子

弁護士 浦 功

第1 制度の意義・役割

逮捕・勾留された被疑者から弁護人選任の申出があった場合、弁護人の選任に前置するものとして、待機している当番弁護士を派遣する仕組みを国費で運営するもの。

この「当番弁護士制度」の意義・役割は、次のとおりである。

1 国選弁護人選任手続における役割

「その他要件による選任」の手続における役割

（特に「弁護士会を指定して弁護人選任の申出を行ったが弁護人を選任できなかったこと」を「その他要件」による国選弁護人選任の「手続的要件」とし、「弁護士会を指定した弁護人選任の申出」がなされたときに、弁護士による迅速な接見を提供すること。）

「貧困要件」審査資料作成における役割

（審査資料を被疑者作成の申告書とする場合、当番弁護士による助言・聴取・申告書内容の確認等の役割を果たすこと。）

裁量的職権選任制度における役割

（当番弁護士による接見と結果報告は、裁判所が判断資料を得るのが困難な被疑者段階において「裁量的職権選任制度」が実効的に機能するために必要であること。）

2 「国選弁護人選任の始期」が「勾留時」とされる場合、特に逮捕から勾留までの期間をカバーすることで、資力のない被疑者の「弁護人の援助を受ける権利」を保障すること。（国選弁護人制度とともに、公的弁護制度を構成する制度。）

3 公的弁護制度の合理的・効率的運用における機能

「当番弁護士制度」が有効に機能することにより、国選弁護人選任請求権を有する被疑者の中にも請求に至らない場合を想定できること。

第2 「当番弁護士制度」の運営

1 当番弁護士の派遣事務は、国選弁護人候補者の連絡事務とあわせて、運営主体（ないし弁護士会）が統一的に行う制度とする。

2 接見した当番弁護士が、国選・私選いずれの弁護人にも選任されなかったときは、運営主体が、接見日当等の費用支払を行う。

3 2の費用を被疑者に負担させるかについては、更に検討を要する。

〔以上〕